

バリアフリー北陸信越ブロック地域 連絡会議について

バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議

- 平成21年の設置以降これまでに10回開催
- 新潟、長野、富山、石川の4県
- バリアフリーやユニバーサルデザインに関する有識者や行政機関で構成

主な活動

- バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進
- バリアフリー推進の担い手となる人材の確保・育成
- バリアフリー教室、施設見学会などを実施

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正
(障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催が明記)

第1回移動等円滑化評価会議(平成31年2月26日)の開催

- バリアフリーアドバイザーの増員
- 施設設置管理者(公共交通事業者等)の参加

バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議の
機能強化

改正案	現行
<p style="text-align: center;">バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議設置要綱</p> <p>(目的及び名称)</p> <p>第1条 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年12月に施行されたことに伴い、バリアフリーやユニバーサルデザインに関するハード面、ソフト面における事業については、今後も継続的、発展的に行っていく必要があるほか、各種施策を推進する上で関係者の意見調整を担う人材、心のバリアフリーの更なる推進等を検討する際の人材といった、新たな人材ニーズが発生することが予想される。</p> <p>このような状況に対応するため、北陸信越地域(新潟県・長野県・富山県・石川県)において、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する有識者、専門家、熱心に活動を行う者、<u>施設設置管理者(公共交通事業者等含む)</u>及び行政等との関係を強化し、今後のバリアフリー施策の推進に協力をして頂ける人材の確保・育成、<u>バリアフリーの促進のための施策内容の評価</u>及び意見・情報交換等を行うことを目的として、「バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議」(以下「地域連絡会議」という。)を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 地域連絡会議は、<u>有識者、高齢者、障害者等、施設設置管理者、地方公共団体及び関係行政機関等</u>で構成される別表に掲げる委員(地域連絡会議で選定されたバリアフリーアドバイザーを含む)により構成する。</p> <p>2 座長又は地域連絡会議が必要と認める場合は、前項に掲げる者以外の関係者の出席を求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議設置要綱</p> <p>(目的及び名称)</p> <p>第1条 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年12月に施行されたことに伴い、バリアフリーやユニバーサルデザインに関するハード面、ソフト面における事業については、今後も継続的、発展的に行っていく必要があるほか、各種施策を推進する上で関係者の意見調整を担う人材、心のバリアフリーの更なる推進等を検討する際の人材といった、新たな人材ニーズが発生することが予想される。</p> <p>このような状況に対応するため、北陸信越地域(新潟県・長野県・富山県・石川県)において、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する有識者、専門家、熱心に活動を行う者及び行政等との関係を強化し、今後のバリアフリー施策の推進に協力をして頂ける人材の確保・育成及び意見・情報交換等を行うことを目的として、「バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議」(以下「地域連絡会議」という。)を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 地域連絡会議は、別表に掲げる委員(地域連絡会議で選定されたバリアフリーアドバイザーを含む)により構成する。</p> <p>2 座長又は地域連絡会議が必要と認める場合は、前項に掲げる者以外の関係者の出席を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>(運営)</p> <p>第5条 地域連絡会議は座長が招集する。</p> <p>2 地域連絡会議は原則として年1回開催するものとし、必要に応じ随時開催できるものとする。</p> <p>3 有識者による会議及びバリアフリーアドバイザーによる会議は必要に応じ随時開催できるものとする。</p> <p>(バリアフリーアドバイザーの選定)</p> <p>第6条 バリアフリーアドバイザーは、基本構想等の作成や人的対応等のバリアフリー化の推進の場において、既に活躍している次項各号による各分野の人材を委員の推薦により選定するものとする。</p> <p>2 バリアフリーアドバイザーの選定は、各号いずれかを満たす者とし、かつ、地域連絡会議委員の構成バランス(地域性・専門性)を考慮するものとする。</p> <p>① 基本構想作成等協議会の委員、学識経験者等。</p> <p>② 地域の商工会長や自治会長、障害当事者又は障害当事者の支援を行っている者等であって、関係者の意見の調整を行える者。</p> <p>附 則 この要綱は平成29年11月30日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は令和元年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(運営)</p> <p>第5条 地域連絡会議は座長が招集する。</p> <p>2 地域連絡会議は原則として年1回開催するものとし、必要に応じ随時開催できるものとする。</p> <p>3 有識者による会議及びバリアフリーアドバイザーによる会議は必要に応じ随時開催できるものとする。</p> <p><u>4 委員は、全国バリアフリーネットワーク会議へは積極的に参画するよう努めるものとする。(削除)</u></p> <p>(バリアフリーアドバイザーの選定)</p> <p>第6条 バリアフリーアドバイザーは、基本構想の作成や人的対応等のバリアフリー化の推進の場において、既に活躍している次項各号による各分野の人材を委員の推薦により選定するものとする。</p> <p>2 バリアフリーアドバイザーの選定は、各号いずれかを満たす者とし、かつ、地域連絡会議委員の構成バランス(地域性・専門性)を考慮するものとする。</p> <p>① 基本構想作成等協議会の委員、学識経験者等。</p> <p>② 地域の商工会長や自治会長、障害当事者又は障害当事者の支援を行っている者等であって、関係者の意見の調整を行える者。</p> <p>附 則 この要綱は平成29年11月30日から施行する。</p>

組 織

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づき国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、北陸信越地域(新潟県、長野県、富山県、石川県)における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、北陸信越分科会(以下「分科会」という)を設置する。

役 割

- 一 北陸信越地域の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
- 二 施設設置管理者・地方公共団体等による先進的な取組の情報共有等
- 三 その他必要な事項

構 成

- (1) 北陸信越分科会は、北陸信越地域における移動等円滑化に係る有識者、高齢者、障害者等、施設設置管理者、地方公共団体及び関係行政機関等で構成する。
- (2) 移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、前項に掲げる者以外の関係者の出席を求めることができる。

事務局：北陸地方整備局企画部広域計画課
北陸信越運輸局交通政策部消費者行政・情報課

いのい ひろと
猪井 博登 国立大学法人富山大学都市デザイン学部都市・交通デザイン学科 准教授
専門分野／交通工学、都市計画、社会福祉学、住民参加

あけしば さとし
明柴 聡史 学校法人 富山国際学園富山短期大学幼児教育学科 講師
専門分野／子ども家庭福祉

いしかわ あゆむ
石川 渉 一般社団法人 新潟県聴覚障害者協会 会長

ほんだ みえこ
本田 美恵子 新潟県精神障害者団体連合会 代表代理

こうむら としひろ
光村 利寛 一般財団法人 新潟県老人クラブ連合会 会長

うえはら だいすけ
上原 大祐 NPO法人 D-SHIP S32 理事長
日本電気株式会社 東京リビック・パブリック推進本部 障がい攻略エキスパート
パラリンピック銀メダリスト（アイススレッジホッケー）
障がいを持つ子どもたちへのスポーツの普及活動など

(役職による委員 現役職者)

みつもと かずひこ

三本 和彦 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画室 室長

はせがわ ひろし

長谷川 宏 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 企画課 課長

まつもと あきひろ

松本 昭弘 北陸信越鉄道協会 専務理事

ど い ひでき

土井 秀樹 北陸信越旅客船協会 常務理事

たかはし せいきち

高橋 清吉 北陸信越バス協会 専務理事

すずき ひさお

鈴木 久夫 北陸信越地区タクシー協議会 専務理事

きたむら まさみ

北村 正実 新潟空港ビルディング株式会社 常務取締役総務部長

バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議設置要綱（案）

（目的及び名称）

第1条 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年12月に施行されたことに伴い、バリアフリーやユニバーサルデザインに関するハード面、ソフト面における事業については、今後も継続的、発展的に行っていく必要があるほか、各種施策を推進する上で関係者の意見調整を担う人材、心のバリアフリーの更なる推進等を検討する際の人材といった、新たな人材ニーズが発生することが予想される。

このような状況に対応するため、北陸信越地域（新潟県・長野県・富山県・石川県）において、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する有識者、専門家、熱心に活動を行う者、施設設置管理者（公共交通事業者等含む）及び行政等との関係を強化し、今後のバリアフリー施策の推進に協力をして頂ける人材の確保・育成、バリアフリーの促進のための施策内容の評価及び意見・情報交換等を行うことを目的として、「バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議」（以下「地域連絡会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 地域連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討、意見交換等を行う。

- 一 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進施策について
- 二 バリアフリー推進の担い手となる人材の確保・育成について
- 三 バリアフリーアドバイザーの選定について
- 四 その他必要な事項

（構成）

第3条 地域連絡会議は、有識者、高齢者、障害者等、施設設置管理者、地方公共団体及び関係行政機関等で構成される別表に掲げる委員（地域連絡会議で選定されたバリアフリーアドバイザーを含む）により構成する。

2 座長又は地域連絡会議が必要と認める場合は、前項に掲げる者以外の関係者の出席を求めることができる。

（役員）

第4条 地域連絡会議に座長を置く。

2 座長は委員の互選により決定するものとする。

3 座長は会議を総理する。

（運営）

第5条 地域連絡会議は座長が招集する。

2 地域連絡会議は原則として年1回開催するものとし、必要に応じ随時開催できるものと

する。

3 有識者による会議及びバリアフリーアドバイザーによる会議は必要に応じ随時開催できるものとする。

(バリアフリーアドバイザーの選定)

第6条 バリアフリーアドバイザーは、基本構想等の作成や人的対応等のバリアフリー化の推進の場において、既に活躍している次項各号による各分野の人材を委員の推薦により選定するものとする。

2 バリアフリーアドバイザーの選定は、各号いずれかを満たす者とし、かつ、地域連絡会議委員の構成バランス（地域性・専門性）を考慮するものとする。

① 基本構想作成等協議会の委員、学識経験者等。

② 地域の商工会長や自治会長、障害当事者又は障害当事者の支援を行っている者等であって、関係者の意見の調整を行える者。

(取組みのフォローアップ等について)

第7条 地域連絡会議は、当該会議までに実施された北陸信越運輸局等の取組み及びその他地域特有の課題に関する取組み等（以下「実施された取組み等」という。）について議論を行うとともに、施策の改善点等を整理し、今後の具体的な取組みについて検討する。また、実施された取組み等についてはフォローアップのうえ、次回以降の地域連絡会議に報告する。

(事務局)

第8条 地域連絡会議の事務局は、北陸信越運輸局交通政策部消費者行政・情報課及び北陸地方整備局企画部広域計画課に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は平成21年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 月 日から施行する。

バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議 委員名簿

中村 美香	特定非営利活動法人 まちづくり学校	理事 (座長)
島崎 敬子	公立大学法人 新潟県立大学	名誉教授
中原 敦子	社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会	地域福祉課 課長
(バリアフリーアドバイザー)		
藤澤 義範	独立行政法人 国立高等専門学校機構	
	長野工業高等専門学校	電子情報工学科 教授
猪井 博登	国立大学法人 富山大学	都市デザイン学部 准教授
明柴 聰史	学校法人 富山国際学園	富山短期大学 幼児教育学科 講師
山崎 勉	特定非営利活動法人 スペースBe	理事長
川崎 昭仁	特定非営利活動法人 ヒューマンネット	ながの 理事
細川 瑞子	一般社団法人 富山県手をつなぐ育成会	理事
寺田 佳世	石川県リハビリテーションセンター	支援課 課長
米島 芳文	社会福祉法人 石川県視覚障害者協会	理事長
石川 渉	一般社団法人 新潟県聴覚障害者協会	会長
本田美恵子	新潟県精神障害者団体連合会	代表代理
光村 利寛	一般財団法人 新潟県老人クラブ連合会	会長
上原 大祐	NPO法人 D-SHIP32	理事長 [日本電気株式会社 東京オリンピック・パラリンピック推進本部 障がい攻略エキスパート]

(施設設置管理者)

東日本旅客鉄道株式会社	新潟支社	総務部企画室 室長
西日本旅客鉄道株式会社	金沢支社	企画課 課長
北陸信越鉄道協会	専務理事	
北陸信越旅客船協会	常務理事	
北陸信越バス協会	専務理事	
北陸信越地区タクシードイツ協会	専務理事	
新潟空港ビルディング株式会社	常務取締役総務部長	

(関係行政機関)

新潟県	交通政策局	交通政策課長
長野県	企画振興部	交通政策課長
富山県	観光・交通振興局総合交通政策室	次長兼地域交通・新幹線政策課長
石川県	企画振興部	新幹線・交通対策監室 交通政策課長
新潟市	都市政策部	都市交通政策課長
北陸地方整備局	企画部広域計画課長	
北陸信越運輸局	交通政策部消費者行政・情報課長	

バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議分科会設置について

平成29年11月30日
バリアフリー北陸信越
ブロック地域連絡会議座長

1. バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）は、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進施策やバリアフリー推進の担い手となる人材確保・育成のほか、バリアフリーアドバイザーの選定等にかかる検討・意見交換等を目的として設置されているところ、各地域において施策等のさらなる推進及び具体化を行うため、必要に応じて、地域連絡会議設置要綱第9条に基づき、バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。
2. 分科会は、次に掲げる事項について、実施する。
 - 一 バリアフリー教室の開催
 - 二 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関するシンポジウム・セミナー等の開催
 - 三 バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する調査・視察等
 - 四 その他必要な事項
3. 分科会の構成員は、地域連絡会議座長が指名する。
 - (2) 座長は、構成員の中から、必要に応じて、分科会座長を指名することができる。
 - (3) 座長もしくは分科会座長は、必要に応じて、関係者の出席等を求めることができる。
4. 分科会の庶務は、地域連絡会議事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。